

成年後見制度の利用を阻害する要因に関する考察

—高齢・障害者福祉サービス事業所調査を踏まえて—

○ 皇學館大学 関根 薫 (003162)

キーワード3つ：成年後見制度、事業所・職員の現状、制度利用の阻害要因

1. 研究目的

2000年4月1日に成年後見制度に関係する4つの法律が施行され、旧来の禁治産・準禁治産の制度から新たに成年後見制度へと移行した。成年後見制度が施行されて12年が経過した現在、利用件数は毎年増加する傾向にあるものの、十分に制度利用が進んでいるとは言い難い。2010年度現在、成年後見制度の潜在的需要は、認知症高齢者約205万人、知的障害者約55万人、精神障害者約323万人、あわせて583万人と推計されている。しかし、過去10年間の実利用者総数は約20万件にとどまっていることから、潜在的な需要に比べ実際の制度利用者の数は著しく少ない状況にある。

こうした状況は、利用者本人の生活や療養看護に関するサービス利用等、生活全般にわたって大きな支障を来すとともに、利用者本人を悪質業者による経済的被害や近親者または第三者による財産侵害の危険に晒すことにつながると考える。

そこで、本報告では、A市で実施した実態調査の結果より成年後見制度の利用を阻む要因を明らかにするとともに、そこから導出される制度利用促進に向けた方策について考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、A市に所在する高齢者・介護保険サービス事業所、及び障害福祉サービス事業所（知的障害者、精神障害者）、を対象に留め置き法で自計式調査票を用いた全数調査（合計55事業所）を実施した。調査では、「事業所票」と「個票」の2種類の調査票を用い、「事業所票」では、事業所、及び利用者の成年後見制度に関する実態・ニーズ等について、各事業所に対し1票ずつ回答を求めた。また、「事業所票」内の設問で、「家族等の支援者もおらず、現在、法定後見制度の利用がただちに必要だと思われるが、制度利用につながっていない利用者」に該当するケースがあった事業所については、「個票」を用い、その利用者本人を主に担当している職員に対し1ケースにつき1個票ずつ回答を求める形式で、制度利用に至っていない個々の利用者のより詳細な実態把握につとめた。調査期間は2011年2月8日～4月26日である。有効回答数は、事業所票55件、個票65件であった。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会研究倫理指針に沿って実施した。また、調査の実施・公表にあたっては、匿名性の確保に留意することで倫理的配慮を行った。

4. 研究結果

(1) 成年後見制度の利用状況と潜在的な需要

成年後見制度の利用に至っていない利用対象者の状況について「現在、法定後見制度の利用が必要だと思われるが、家族等の支援により、ただちに制度利用が必要ではない利用者」は78.6%であり、「家族等の支援者がおらず、現在、法定後見制度の利用がただちに必要だが制度利用につながっていない利用者」は3.9%であったことから、成年後見制度の潜在的需要が非常に高く、特に高齢者福祉・介護保険サービスでは、家族の支援によって利用者が支えられているために制度利用に至っていない現状が明らかとなった。

(2) 成年後見制度に関する事業所の現状

事業所職員を対象とした成年後見制度に関する内部研修会の実施、及び外部研修会への派遣の状況については、「外部の研修会等に派遣のみしている」が55.6%と最も高く、他方「施設・機関内で研修会等は行っておらず、外部の研修会等にも派遣していない」は24.1%と研修機会は不十分であった。また利用者やその親族、関係者に対して制度の内容や申請手続き・費用等に関して説明できる職員の配置状況については「配置していない」が67.3%であった。利用者ならびに家族に対する制度利用に関する働きかけについては、約4割の事業所で何も行っていない状況にあった。

(3) 制度利用につながっていない理由

成年後見制度が必要だと思われるが、制度利用につながっていない理由については、制度の理解不足、家族・親族の同意が得られない、親族が制度利用の手続きを進めない・連絡が取れない・遠方にいる、親族間での争いなど親族の行動が原因となり制度利用を阻害している現状や、利用者家族が制度利用に承諾しているにもかかわらず、手続きが進まない中で、対処に困惑せざるを得ない事業所職員の苦境が明らかとなった。成年後見制度の利用につなげる支援を実施する上で困難な点については、主導者が不明、立場上の困難、制度理解不足、制度を薦めるタイミングがつかめない等の職員のスキル不足、また、親族間の争い・親族間での財産管理方法、等の問題があることが明らかとなった。

5. 考 察

以上の調査結果より、成年後見制度の利用が進まない要因としては、事業所職員、利用者本人、利用者家族、の三者に内包される問題が複合的に作用し制度利用を阻んでいることが明らかとなった。特に、事業所職員については、実践的スキルの修得が不十分であり、利用者本人や家族に対して働きかけが十分にできていない状況にあった。そこで、今後制度利用を促進するためには、事業所において成年後見制度に関する教育・啓発を徹底し、職員に制度に関する知識と実践的なスキルを身に付けさせることが重要であり、それにより、利用者本人、家族への正しい情報が提供され、制度理解の促進、また制度利用のタイミングの示唆に繋がると考えられる。

他方、利用者家族については、制度利用は承諾しているが、利用手続きに当たり躊躇し先に進まないケース、遠方で困難、家族内の人間関係・争い等が、制度利用の阻害要因として明らかとなった。そこで、すぐに解決する見込みがない場合には、市町村長申立制度を利用しつつ、家族以外の受任者として、法人後見、ならびに市民後見等、受け皿の多様化とその質を担保していくことが、今後、制度利用を促進する上で重要であると考えられる。